

# パブリックコメントの結果の概要

2021年6月11日  
東京証券取引所・金融庁

## パブリックコメントの結果の概要:全体像

- 2021年4月7日、「コーポレートガバナンス・コード」及び「投資家と企業の対話ガイドライン」についてパブリックコメントを実施。

### 【パブリックコメント期間】

2021年4月7日(水)～2021年5月7日(金)

### 【パブリックコメントに寄せられた意見】

コード→ 和文:77の個人及び団体から意見あり／英文:26の個人及び団体から意見あり

対話ガイドライン→ 和文:24の個人及び団体から意見あり／英文:10の個人及び団体から意見あり

(2018年の前回改訂時に寄せられた意見は、コードに対して69、ガイドラインに対して41の個人及び団体。)

パブリックコメントの結果の概要(項目見出し)	
1	改訂全般
2	取締役会の機能発揮
3	企業の中核人材における多様性の確保
4	サステナビリティを巡る課題への取組み
5	グループガバナンスの在り方
6	監査に対する信頼性の確保
7	株主総会関係
8	その他

## パブリックコメントにおける意見の概要①:改訂全般について

- 改訂全般については、改訂案の方向性に賛成する意見が多数を占めた。
- また、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- 改訂案は我が国のガバナンス高度化の方向性を示すものとなっている。
- 今回の改訂を行うことで、日本企業のコーポレートガバナンスの更なる向上を促すことができると考える。

#### <改訂案をより強化すべき>

- 一部規定につき義務化を推奨。
- プライム市場に求めている項目については、スタンダード市場等にも求めるべき。

#### <その他の意見>

- コーポレートガバナンス・コードの「コンプライ・オア・エクスプレイン」や「プリンシプルベース・アプローチ」の意義や趣旨について、再度周知徹底をすることで、形式的でない対応を促すべき。
- 対話ガイドラインがもっと活用されるよう、周知徹底すべき。
- 改革の成果を検証すべき。
- コードの求める開示項目を有価証券報告書で開示させるべき。

## パブリックコメントにおける意見の概要②: 取締役会の機能発揮

- 取締役会の機能発揮に関する記載については、改訂案の方向性に賛成する意見が多数を占めた。
- また、現行コードの記載を維持すべきとの意見のほか、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- プライム市場上場会社において独立社外取締役を3分の1以上の選任を求めることに賛成。
- スキル・マトリックスをはじめ、取締役会のスキル等の開示を求めることに賛成。

#### <改訂案をより強化すべき>

- グローバル基準に合わせ、取締役会における独立社外取締役は過半数を求めるべき。
- プライム市場上場会社以外の上場会社も3分の1以上の独立社外取締役の選任を求めるべき。

#### <現行コードの記載を維持すべき>

- 過半数の社外取締役選任は3分の1以上に包含されている概念であり、過半数の遡及の記載は不要。

#### <その他の意見>

- 資質を十分に備えた者を独立社外取締役として上場会社が一斉に選任するための人材プールやパイプラインが未だ十分ではないため、配慮願いたい。

## パブリックコメントにおける意見の概要③: 企業の中核人材における多様性の確保

- 企業の中核人材における多様性の確保に関する記載については、改訂案の方向性に**賛成する意見が多数**を占めた。
- また、現行コードの記載を維持すべきとの意見のほか、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- 多様性の確保についての考え方と目標の開示を求めることは重要であり、多様性の確保が一層進むことが期待される。

#### <改訂案をより強化すべき>

- 女性の管理職や役員への登用についてクォータ制を導入し、一律の基準の達成を求めるべき。
- プライム市場上場会社には、複数の女性役員の選任を求めるべき。

#### <現行コードの記載を維持すべき>

- 日本の上場会社の重要ポストに外国人が就くことは疑問。

#### <その他の意見>

- 多様性の確保に関する開示については、形式的・画一的な内容でなく、各社の目指す姿・実情に応じたものとなるよう運用上配慮すべき。
- 目標設定に至った背景や取組み方針・進捗状況に関する各社固有の考え方を関係者は重視すべき。

## パブリックコメントにおける意見の概要④: サステナビリティを巡る課題への取組み

- サステナビリティを巡る課題への取組みに関する記載については、改訂案の方向性に**賛成する意見が多数**を占めた。
- また、現行コードの記載を維持すべきとの意見のほか、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言も踏まえれば、改訂内容は妥当。

#### <改訂案をより強化すべき>

- 開示が定量的になされるよう求めていくべき。
- 報酬においてもサステナビリティが考慮されるようにすべき。

#### <現行コードの記載を維持すべき>

- 温暖化の状況や原因について多くの科学者が疑義を唱えている中で、これまでの「環境」程度の記述に留めるべき。

#### <その他の意見>

- TCFDと同等の枠組みが何を意味しているのか明記すべき／想定される枠組みを追加すべき。
- 「人材投資」と「人的資本への投資」につき、用語を統一すべき。  
(→ コード及び対話ガイドラインの「人材投資」を「人的資本への投資」に統一)

## パブリックコメントにおける意見の概要⑤:グループガバナンスの在り方

- グループガバナンスの在り方に関する記載については、改訂案の方向性に賛成する意見が多数を占めた。
- また、現行コードの記載を維持すべきとの意見のほか、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- 支配株主による影響が強いことに鑑みれば、プライム市場上場会社である以上、支配株主から独立性を有する独立社外取締役を過半数選任する必要がある。
- 支配株主の少数株主に対する責務は、対話の際に企業側と意識の共有が難しい部分であり、明確化された意義は大きい。

#### <改訂案をより強化すべき>

- 支配株主を有する上場会社は、上場する市場にかかわらず、独立社外取締役の比率を過半数とするよう求めるべき。

#### <現行コードの記載を維持すべき>

- プライム市場の上場子会社に過半数の社外取締役選任を求めることは過大な要求である。

#### <その他の意見>

- 親子上場の問題への対処はコードでなく上場規則によるべき。

## パブリックコメントにおける意見の概要⑥: 監査に対する信頼性の確保

- 監査に対する信頼性の確保に関する記載については、改訂案の方向性に賛成する意見が多数を占めた。
- また、現行コードの記載を維持すべきとの意見のほか、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- 内部監査部門が取締役会及び監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みの構築等を求める改訂案に賛成。
- 全社的リスク管理体制の整備の中で、内部監査部門の活用について言及されたことは、近年の国際的動向を踏まえたものであり、歓迎する。

#### <改訂案をより強化すべき>

- 監査役会や監査委員会等が内部監査部門に対する監査機能上の指揮命令権限を確保するよう求めるべき。

#### <現行コードの記載を維持すべき>

- 全社的リスク管理体制の整備は、会社法等で既に要求されており、コードに明記する理由が分からない。

#### <その他の意見>

- 内部監査部門の整備及び活用に関してより具体的な原則等を追加することが望ましい。



## パブリックコメントにおける意見の概要⑦: 株主総会関係

- 株主総会関係に関する記載については、改訂案の方向性に賛成する意見が多数を占めた。
- また、現行コードの記載を維持すべきとの意見のほか、例えば以下のような改訂に当たっての意見があった。

### 主な意見

#### <改訂案に賛成>

- 議決権行使判断の時間確保や事務手続の効率化の観点から、議決権電子行使プラットフォームの活用を支持。
- 国内外の機関投資家等への情報開示は企業価値の向上に繋がるため、英文開示の改訂を歓迎。

#### <改訂案をより強化すべき>

- 外国人持株比率が一定水準以上の会社について、有価証券報告書を含めた英文開示を求めるべき。
- 有価証券報告書の株主総会前開示について、コードでも規定すべき。
- 反対比率の高かった会社提案議案への対応の検討結果を開示させるべき。
- 反対比率の高かった会社提案について、反対比率の基準値を20%などと明示すべき。

#### <現行コードの記載を維持すべき>

- 海外の上場会社が日本語開示をしていない以上、日本の上場企業に英文開示を求めるべきではない。

#### <その他の意見>

- 英文開示の対象となる「必要な情報」の範囲を明確化してもらいたい。
- 株主提案へ多数の賛成票が集まった場合にも、企業側に対応を求める内容としてほしい。

## パブリックコメントにおける意見の概要⑧：その他の主な意見

□ その他、主に以下の意見が出された。

### 主な意見

- 対話の対応者として社外取締役、監査役に言及したことは妥当。
- 例えば取締役会議長が社外取締役ではない場合などにおいては、筆頭独立社外取締役が株主との対話を行うことも有益と考えられる。
- 昨今の事業を取り巻く環境に照らして、経済安全保障の視点を取り入れるべき。  
(→対話ガイドライン1-3に「(サプライチェーン全体での)国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応」を追加)
- 資本効率の向上に関する財務戦略の策定に向けた取組みが必要である。
- 政策保有株式について、保有しないことを原則とするなど更なる縮減に向けた取組みを進めるべき。
- 協働エンゲージメントが有益な手段であることを明示してほしい。